

News Release

株式会社いちたかガスワン
営業本部 エネルギー事業部

新型コロナウイルス感染拡大に伴う お客さまに対する「エネワンでんき」電気料金の特別措置のお知らせ

このたびは新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまへご冥福をお祈り申し上げますとともに、感染され闘病中の皆さまや生活等に影響を受けておられる皆さまへ心よりお見舞い申し上げます。

弊社いちたかガスワンは政府新型コロナウイルス感染症対策本部による令和2年3月18日「生活不安に対応するための緊急措置」およびこれに基づく経済産業大臣の要請に応え、下記に該当されるお客さまに対し、お申し出によりエネワンでんき電気料金の特別措置を講じます。

1. 対象のお客さま

新型コロナウイルス感染症の影響により、社会福祉法人北海道社会福祉協議会からの特例貸付（緊急小口資金又は総合支援資金※¹）を受けているお客さまで、一時的に電気料金の支払が困難な状況にあることをお客さまのお申し出により当社が判断したお客さま。

※1 緊急小口資金・総合支援資金については、厚生労働省の生活福祉資金貸付制度をご確認下さい。

2. 特別措置の内容

エネワンでんき 電気料金

2020年3月および4月請求分（支払義務発生日※²が2020年3月25日以降のもの）の電気供給約款に定める支払期日を原則として各々1か月間延長致します。

※2 検針日または料金の算定期間の使用電力量を当社が定めた日をいいます。

3. 当措置のお申し出方法

特別措置の適用のご相談、お申込については、弊社お客さまセンターまでご連絡ください。

株式会社いちたかガスワン お客さまセンター

フリーコール 0120-296-365

受付時間 （月曜日～金曜日）9:00～17:00

以 上

当プレスリリースに関するお問い合わせ先

株式会社いちたかガスワン

営業本部 エネルギー事業部

部長 池田 和宏

TEL 0120-296-365

<https://www.ichitaka.co.jp/>